



にいがた

— WORKING NIIGATA —

2026
7



新潟県 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511(代表) しごと定住促進課/雇用能力開発課/労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1225742470152.html




Vol.403

CONTENTS

募集	県外学生の就活交通費等を補助します1 奨学金等の返還を支援します2 男性の育児休業取得促進助成金2 障害者雇用コーディネーター派遣（障害者施策）3 障害者職場実習受入促進事業（障害者施策）3 障害者雇用準備に要する経費の助成金（障害者施策）4 女性、シニア人材の活用を考えませんか？4 新潟県立テクノスクールからのお知らせ5 外国人材受入のためのセミナー開催6 外国人留学生等との交流会6 外国人留学生等向け合同企業説明会6 送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント6 現地外国人学生とのオンラインマッチングイベント6 外国人労働者相談コーナーのご案内7 物流の発着荷主の皆様へ7 人材採用をお考えの企業様へ（企業情報ナビ）8 人材開発助成金について8	お知らせ	公正な採用選考について8 人材不足分野への支援9 にいがた中高年世代活躍応援サイトのご案内9 高卒求人の新規申し込みについて9 職場における熱中症防止のためのガイドライン制定9 エイジフレンドリー補助金について10 ハロートレーニング（公的職業訓練）について10 令和8年度業務改善助成金について10 労働保険は電子申請で便利に！11 障害者の法定雇用率の引上げと支援策の強化について11 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度11 カスタマーハラスメント対策が強化されます12 高齢労働者の安全衛生対策12 労働相談Q&A13 個別労働関係紛争あっせんの紹介13 経済指標13
その他			

県外の学生が県内で就職活動等を行う際にかかる交通費や宿泊費を補助します

県外に在住する学生の方が、新潟県内で就職活動やインターンシップ等を行う際に、住所地と県内の移動にかかる交通費や宿泊費に対して、補助を行います。県LINE公式アカウント「新潟Uターン情報 YOUTURN」の登録が必要です。

対象	新潟県外の大学等（大学（院）、短期大学、専門学校等）に在学している学生	
対象事業	・以下のいずれかに該当する活動のために来県する場合 ①就職活動で、新潟県内の企業が県内で開催する企業説明会に参加する。 ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。 ③就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う、採用試験または面接を受ける。 ④新潟県内の企業が県内で実施するインターンシップ等に参加する。	
補助金額	・県外住所地と、県内企業等を往復するためにかかった公共交通機関の交通費及び宿泊費の <u>1/2</u> を、1万円を上限として補助します。（1人3回申請まで） ・訪問先企業から交通費や宿泊費の全額支給を受けている場合は、補助対象外となります（一部支給を受けている場合、残額に対する補助申請が可能です）。	
申請期限	令和9年3月31日(水)必着 ※電子申請の場合は令和9年3月31日(水)23時59分まで受付 ※予算額に達した場合、上記期限日より前に受付終了となります。	

訪問先企業様へのお願い

就職活動中の学生が補助金交付申請書（訪問証明）を持参した場合、下記証明欄（※）へのサイン記載にご協力ください。また、訪問事実の確認のため、後日、県からご連絡させていただく場合があります。

企業証明欄※	上記のとおり当社（又は当社が開催する説明会等）に訪問したことを証明します。 【証明者】 部 署： 氏 名： 電話番号： 学生に対する交通費・宿泊費支給：あり（ 円） ・ なし
--------	---

詳細はこちら



事業案内ページ：県HPのトップページから「U・Iターン 交通費補助」で検索

☎ しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025 (280) 5259

募
集

奨学金等の返還を支援します

県内中小企業等が行う奨学金等の返還支援を補助します(令和9年度から開始)

県内中小企業等が奨学金返還支援制度を新設し、従業員の奨学金返還を支援する場合、県がその費用の一部を補助します。若手人材の確保・定着に向け、制度導入及び本補助金の活用をご検討ください。

補助内容：企業が返還支援を行った額の2分の1以内（従業員1人当たり/年間10万円上限）

申し込み：令和9年度から開始

詳細はこちら



Uターン転職した方の奨学金等の返還支援をします(令和8年度で募集を終了)

対象者：県内にUターンした30歳未満の方で、大学等卒業後、県外で一定の就業期間があり、転入後6か月以内に県内で就業した方

支援内容：県内に転入し、就業した年度の翌年度から、奨学金等の返還額を最長6年間助成（年間20万円上限）

申し込み：転入後6か月以内（認定申請は令和9年2月末まで）

詳細はこちら



しごとと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025 (280) 5635

男性育休を応援する企業へ最大30万円を助成！

県では、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するため、中小企業の事業主を対象に助成金を支給しています。

「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）」を取得している企業向けの助成金として、県内事業所に勤務する男性労働者に所定の要件を満たす育児休業を取得させた場合に「最大30万円」を支給します。



令和8年度の制度概要

項目	内容（事業主向け助成金）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・常用雇用者が300人以下 ・「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定（ゴールド）」を取得した企業、法人、団体等
育児休業期間	通算14日以上 ※通算29日以上育児休業を取得させた場合は日数加算助成あり
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・男性労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させていること ・上記の育児休業の取得に際して、代替業務に対応した従業員への手当を支給する賃金制度を就業規則等に新たに規定し、利用すること
支給額	導入助成：25万円 日数加算（通算29日以上）：5万円
支給回数の制限	通算（H29～）で1回まで ※旧制度での支給実績も含む
申請期限	下記①、②のいずれか早い時期まで ①交付対象となる労働者の直近の職場復帰日から2か月以内 ②直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

電子申請も受け付けています。詳しくは、県HPのトップページから [男性育休助成金](https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html)

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html>



しごとと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

障害者雇用に取り組む企業を応援しています！

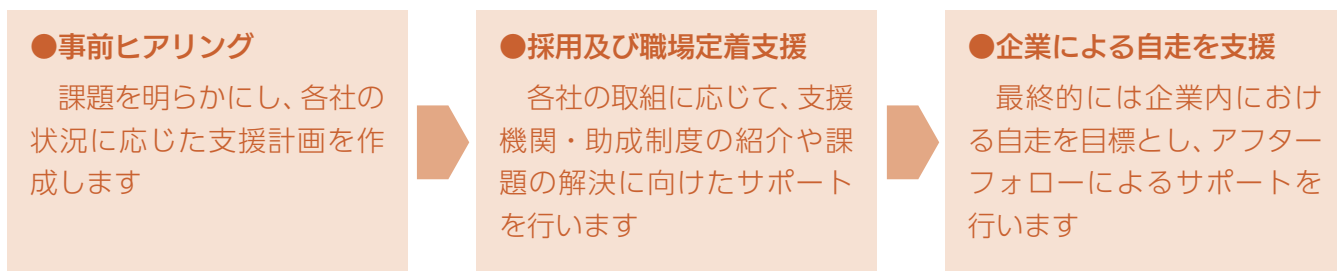
県では、民間企業における障害者雇用を促進し、障害者の就労の場の拡大を図るため、事業主に対して支援を行っています。

企業の状況に応じた職場定着計画の作成、実施をサポート

＜アウトリーチ支援・コーディネーター派遣＞

障害者雇用の経験が少ない企業に対し、専門家が働きかけ、障害者雇用に関する課題の整理や助言を行うとともに、障害者雇用及び職場定着に取り組む企業へコーディネーターを派遣し、採用や職場定着に向けた取組についてコンサルティングを実施しています。

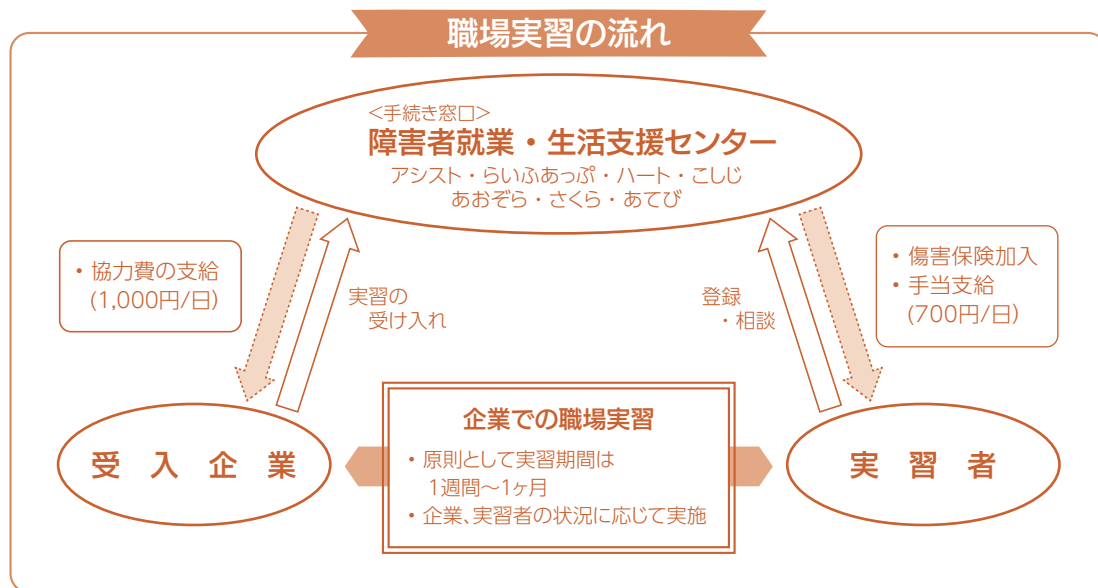
コーディネーター派遣の流れ



Point 企業の状況を踏まえ、課題を整理し、解決に向けた情報提供や具体的手法の提案を行います。

仕事と障害者とのマッチング支援 <障害者職場実習受入促進事業>

県内の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害の特性にあった仕事の見極めに有効な職場実習(短期的な就業体験)を行っています。県では職場実習を受け入れる事業主に対し、協力費を支給しています。



Point 雇用前に働く様子を見ることで、適した仕事や課題など、雇用の見通しや必要な配慮が判断できます。

雇用の準備に要する経費の助成 <障害者雇用促進プロジェクト助成金>

新潟県内に本社のある事業主が、雇用の準備のため障害者の特性や能力に応じた業務の創造や職業訓練等を実施する場合に助成金を支給します。

対象者	対象経費	助成金 (助成率10/10)
障害者を新たに1人以上雇用する県内中小企業等の事業主	物品購入費、 設備整備費、 従業員研修費等	上限40万円
ジョブコーチの養成に取り組む県内中小企業等の事業主	受講料、旅費 ※受講料は1/2の額まで	上限10万円

Point

障害者の担当する業務に必要な機材の購入や、社内における理解促進のための研修実施などに活用できます。

こちらもCHECK

企業の取組事例を紹介する動画を配信しています

精神・発達障害のある方を雇用している企業の取組等を紹介する動画を、県ホームページでご覧いただけます。自社の取組の参考としてください。

◎詳細は県HP 又は以下お問い合わせ先まで
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/1332363743620.html>

 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

女性、ミドル・シニア人材の採用を考えてみませんか？

県では、現在職に就いていない女性・高齢者等を「働き手」として掘り起こし、女性活躍の推進や、健康寿命の延伸に合わせて年齢にかかわらず活躍できる場の拡大を目的として、「女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト(通称：にいがたアクティ部)」を実施しています。

事業専用サイトでは、セミナー・イベント情報の発信や求人情報の掲載をしているほか、無料の個別相談も随時受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

令和8年度の事業予定

◎おしごと探しフェア

求職者へ求人内容や企業の魅力をPRできる、合同企業説明会です。

◎デジタルおしごと体験会

求職者が企業ブースを訪問し、しごとを体験することで業種・職種の理解につなげるイベントです。

◎課題別オンラインセミナー

ミドル・シニア人材の採用などをテーマとしたオンラインセミナーです。

「にいがたアクティ部」事業専用サイト
<https://www.niigata-active.com>

にいがた
アクティ部



 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

新潟県立テクノスクールからのお知らせ

1 令和9年度受講生募集

県立テクノスクールでは、中学校、高等学校を卒業してこれから就職しようとする方や、転職して新しい職業に就こうとする方のために職業訓練を行い、資格の取得や専門的・実践的なスキルの習得をバックアップしています。

○入校選考スケジュール

	推薦選考
出 願	令和8年 9月4日(金)～9月25日(金)
選考試験	令和8年10月2日(金)
合格発表	令和8年10月9日(金)

左記以降、一般選考試験を4回実施します。

- ・一般選考①令和8年11月 6日(金)
- ・一般選考②令和8年12月11日(金)
- ・一般選考③令和9年 1月15日(金)
- ・一般選考④令和9年 2月12日(金)

※定員に達した科は、その後の選考は実施しません。

○募集する訓練科

校 名	訓 練 科 名
新潟校	スマートFA技術科、電気工事科、自動車整備科*
上越校	スマートFA技術科、自動車整備科、木造建築科*
三条校	ものづくり総合科
魚沼校	建築デザイン施工科、電気設備工事科*



入校に関する個別の説明会を、随時開催しています。

※新潟校自動車整備科、上越校木造建築科、魚沼校電気設備工事科は一般選考のみとなります。

詳しくは、ホームページを御覧いただくか、各テクノスクールへお気軽にお問合せください。

2 障害者向け職業訓練を行い、採用を検討いただける企業を募集しています

県立テクノスクールでは、事業所現場で障害のある求職者に対して職業訓練を行い、訓練修了後に採用を御検討いただける事業所を募集しています。

事業所の皆様は、障害のある方に対して現場での実践的な職業訓練を行うことで、適性把握や雇用に必要な職場環境を整えることが可能です。

お気軽にテクノスクールにご相談ください。

○実施人数：1名から

○訓練期間：最長4か月(標準3か月 100時間/月)

○委託額：月額64,000円(税別)/人

※中小企業は月額96,000円(税別)/人



《障害者向け職業訓練の修了生の採用をお願いします》

県立テクノスクールでは、上記以外にも、就労を目指す障害のある方向けの職業訓練を以下のとおり実施しています。就労に必要な知識・技能を習得した修了生の採用をお願いします。

【施設内訓練】定員：20名

主に知的障害者を対象に、社会生活指導を重点に販売物流業務、パソコンを含む事務補助業務、清掃・リネン・洗浄・製造などの職業に必要なスキルを習得して一般就労を目指します。

【委託訓練(集合型)】定員：70名

座学及び実技による集合訓練、集合訓練と職場実習を組み合わせる訓練、特別支援学校に在籍する生徒向け訓練などを行っています(事務、介護など)。

3 問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410



ホームページ

<https://www.techno.ac.jp>



 雇用能力開発課 指導係 025 (280) 5262

外国人留学生等の採用・交流会に関するお知らせ

県では、県内企業等における外国人材の活躍を支援するとともに、外国人材の雇用環境の適正化を図るため、「新潟県外国人材受入サポートセンター」を設置し、外国人材の受入・採用・定着に関する相談を通年で受け付けています。この他に、以下の開催・実施を予定していますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

▼新潟県外国人材受入サポートセンターについて

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/saposen-pr.html>

1 外国人材受入のためのセミナー開催

外国人材の県内企業等への就職を促進するため、外国人材・県内企業等を対象とした、外国人の採用・定着に関するセミナーを企画・開催します。

開催日①：11月10日(火) 会場：ハイブ長岡

開催日②：11月18日(水) 会場：朱鷺メッセ



- ◎外国人材の受入に関する現状と課題
- ◎外国人材の適正な受入体制の整備
- ◎在留資格制度や外国人材の採用、定着に関する留意点
- ◎外国人材を採用している企業の事例紹介

2 外国人留学生等との交流会

県内企業と外国人留学生等の相互理解を深めるため、外国人材の採用に関心のある県内企業と留学生の交流会を県内において開催します。

開催日①：8月6日(木) 会場：三条商工会議所

開催日②：11月18日(水) 会場：朱鷺メッセ



3 外国人留学生等向け合同企業説明会

外国人材(留学生等)の新潟県内就職を促進するため、県内企業と外国人材とのマッチングに向けたイベントを開催します。

開催日：9月17日(木) 会場：朱鷺メッセ



4 送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント

県内企業と外国人材の送出機関や監理団体・登録支援機関とのマッチングイベントを開催し、双方の関係構築や商談の場を提供します。

開催日①：11月10日(火) 会場：ハイブ長岡

開催日②：11月18日(水) 会場：朱鷺メッセ

- ◎留学生を中心に就職活動対象の外国人材が参加
- ◎採用計画のある企業との意見交換会
- ◎イベント後日も専任コーディネーターが伴走型支援
- ◎会社見学、選考、マッチングまでワンストップでサポート!

5 現地外国人学生とのオンラインマッチングイベント

海外在住の外国人学生等に向けて県内企業をオンラインでPRし、人材採用へとつながる機会を創出します。

開催日①：9月4日(金) 会場：オンライン(対象国は未定)

開催日②：2月18日(木) 会場：オンライン(対象国は未定)

【参加申し込み先】

新潟県外国人材受入サポートセンター(運営受託者：東洋ワーク株式会社)

☎025(250)1021

メールアドレス：niigata2023@toyowork.co.jp

ホームページ：https://workin-niigata.com/

 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

外国人労働者相談コーナーのご案内

(ベトナム語) Giới thiệu quầy tư vấn dành cho người lao động nước ngoài

新潟労働局の外国人労働相談コーナーでは、下記の日時にベトナム語による労働条件に関する相談対応を行っています。

電話のみならず、対面での相談にも応じておりますのでご利用ください。

(ベトナム語) Quầy tư vấn dành cho người lao động nước ngoài tại Cục lao động Niigata, thực hiện tư vấn những việc liên quan tới điều kiện lao động bằng tiếng Việt theo ngày, giờ ghi dưới đây. Không chỉ tư vấn qua điện thoại, chúng tôi cũng nhận tư vấn tại quầy.

相談例
Ví dụ

- ・雇われるときに説明された労働条件と実際の労働条件が違う。
Điều kiện lao động được giải thích khi được tuyển dụng và điều kiện lao động thực tế khác nhau.
- ・給料が支払われない。残業代が支払われない。
Không được trả tiền lương. Không được nhận tiền làm thêm giờ.
- ・フォークリフトの運転資格を持っていないのに、運転させられている。
Dù không có bằng lái xe nâng hàng nhưng bị bắt buộc phải lái.

開設日

毎週月曜日

Ngày làm việc

Thứ hai hàng tuần

開設時間

9:00～16:30(12:00～13:00を除く)

Giờ làm việc

9:00～16:30 (Trừ giờ nghỉ trưa từ 12:00～13:00)

電話番号

025(288)3503

Số điện thoại

025-288-3503

なお、ベトナム語以外や上記日時以外においては、厚生労働省が開設している「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」にて、英語や中国語など13の言語で外国人労働者の相談に対応していますので、ぜひご活用ください。

対応可能な言語や開設時間などについては、右のQRコードを読み取るか下記のURLをご参照ください。

URL : <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



新潟労働局 労働基準部監督課 025 (288) 3503

物流の発着荷主の皆様へ「STOP！長時間の荷待ち」

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

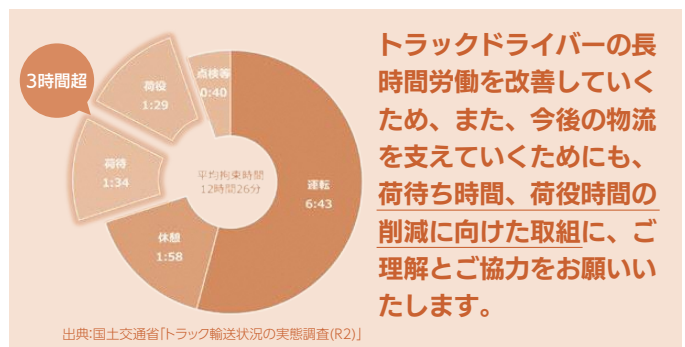
トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、長時間の荷待ちを発生させないように努めましょう。

取組例

- ・予約受付システムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発着荷主） など

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。



「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



新潟労働局労働基準部監督課又は各監督署 監督課 025 (288) 3503

人材採用をお考えの企業様へ 「新潟企業情報ナビ」のご案内

県では、県内企業の企業情報や採用情報を発信するサイト「新潟企業情報ナビ」を運用しています。「新潟企業情報ナビ」に情報を掲載することで、企業の基本情報や採用情報をはじめとして、「自社の魅力」や「求める人物像」、「有給休暇取得状況」などを広く発信することが可能です。

さらに、移住支援金対象法人（※1）として登録し、対象求人（※2）を掲載することで、当該求人情報により採用された方は移住支援金の支給要件に該当しますので、東京圏のU・Iターン就職希望者へのアピールにもつながります。掲載料金は無料ですので、是非ご登録ください。

☆移住支援金

東京23区内に在住している方や、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住し、東京23区内に通勤されている方が、就業等の一定の要件を満たして新潟県内に移住する場合に支援金を支給する制度です。

※1 移住支援金対象法人の要件

以下のすべてを満たす法人等

- ・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本店所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域であること

ただし、本店所在地が東京圏であっても、東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人は対象

- ・雇用保険の適用事業主であること など

※2 移住支援金対象求人の要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約であること など



サイトや登録方法の詳細は、こちらをご確認ください
＼ 企業情報ナビ / <https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>



☎ しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025 (280) 5635

人材開発助成金について | 企業における労働者の人材育成を支援するための助成をおこなっています

人への投資促進コース

※令和8年度までの期間限定助成

- 定額制訓練：サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成
- 情報技術分野実習併用：IT分野未経験者への即戦力化のための訓練への助成
- 自発的職業能力訓練：労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成 など



事業展開等リスクリリング支援コース

※令和8年度までの期間限定助成

- 新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴う人材育成や、業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、企業内のDX化やグリーン・カーボンニュートラルに対応した人材の育成のための訓練への助成

☎ 新潟労働局 助成金センター 025 (278) 7181

公正な採用選考について | 公正な採用選考を実施していますか

「公正採用選考」の考え方やしくみは、新規学卒者や正社員のみには適用されるわけではありません。中途採用者、アルバイト・パートなどの非正規雇用労働者を含むすべての応募者に適用されるものですので、それぞれの採用担当部署が異なる場合であってもそのすべてに徹底することが必要です。

また、採用選考は、「本人に責任のない事項（本籍地や家族の職業など）」や「本来自由であるべき事項（宗教・尊敬する人物など）」を基準とするのではなく、本人のもつ適性・能力のみを基準として採否を決定する必要があります。

事業主のみならずにおかれましては、公正採用選考の趣旨をご理解いただき、採用選考に取り組んでいただきますようお願いいたします。

☎ 新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507

☎ しごと定住促進課(労働相談所) 025 (281) 6110

ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について

医療、介護、保育、建設、警備、運輸などの人材不足分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク新潟に「人材確保支援コーナー」を設置し、以下の支援を実施しています。なお、県内ハローワークにおいても、各種支援を実施しています。

<求職者に対する支援>

- ・専属の就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施
- ・希望職種の求人情報、最新の業界動向等を提供
- ・対象分野の公的職業訓練の案内

<求人者に対する支援>

- ・ハローワークに登録している有資格者に対し、求人情報を提供し応募を勧奨
- ・求人充足に向けて、わかりやすい求人票の作成や応募しやすい求人条件の設定についてアドバイスを実施

<マッチングイベントの開催>

- ・職場見学会、セミナー等の業界の魅力を伝えるイベントや、雇用管理改善・人材確保に関するセミナー等求人者向けイベント、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催



新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507 または最寄りの各ハローワーク

にいがた中高年世代活躍応援サイトのご案内

新潟県における就職氷河期世代を含むミドルシニア世代（概ね35歳以上59歳以下の方）に関する支援事業や支援機関（相談窓口等）、イベント（セミナー、企業説明会等）情報などを集約した「にいがた中高年世代活躍応援サイト」を開設しています。

「就職に向けて動き出したい」「じっくり仕事・企業を選びたい」「一歩の踏みだし方や、家族のことを相談したい」といった目的別に、ミドルシニア世代の方をはじめ、ご家族の方、企業を対象とした情報を発信していますので、ぜひご覧ください。

令和8年度に新潟労働局が実施予定のイベント情報についても掲載しています。

URL <https://niigata-work.mhlw.go.jp/>

新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507



6月1日から新規高卒者用求人受付を開始しています!! ~若い力を伸ばして企業力UP!~

令和9年3月新規高等学校卒業予定者の求人申込みの受付は6月1日から開始し、7月1日より公開しています。

本年の選考開始期日は9月16日であり、高校生は応募企業の選定にあたり、7月中に企業説明会への参加や企業研究、その後、職場見学したうえで8月中には応募先を決定しています。

ほとんどの高校生が応募開始(9月16日)から約1か月半の間に就職先を決定しています。

このため、できるだけ早めに求人票をハローワークに提出することが人材確保のポイントです!

!!大きな可能性を秘めた高校生が、来春の就職に向けて県内企業からの求人を待っています!!

企業力UPに向け、のびのび育つ若い力の採用をぜひご検討ください!

詳しくは、お近くのハローワーク
または新卒応援ハローワークへ

新潟労働局 職業安定課 025 (288) 3507

昨年10月末
時点の高校生
就職内定率は
88.2%!!



職場における熱中症防止のためのガイドラインが制定されました

新潟県内においても例年、熱中症による労働災害が多数発生していますが、昨年1年間では熱中症により37名の方が4日以上以上の休業を要し、大変残念なことに、2名の方が熱中症により亡くなる事態となっています。

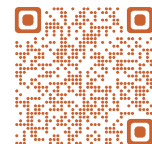
熱中症対策は、個人に任せるのではなく、会社全体で対策を講じていく必要があります。

厚生労働省では職場における熱中症防止を図るため、令和8年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

右のQRコードから、上記ガイドラインを含めた職場における熱中症対策の情報を発信するサイトへアクセスできます。

事業者の皆様におかれましては、職場の熱中症対策について重点的に取組を進めていただきますようお願いいたします。

新潟労働局 労働基準部 健康安全課 025 (288) 3505



お知らせ

お知らせ

お知らせ

お知らせ

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

お知らせ

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。是非ご利用ください。

補助金申請受付期間：令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

※予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。



I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等)

【補助率、上限額は段階により異なるので厚生労働省ホームページ等でご確認ください】

【補助対象】60歳以上の高齢労働者が安全に働くことが出来る環境の整備のため、専門家等によるリスクアセスメントを受けるにあたって必要な経費と、その結果を踏まえた設備・装置の導入や運動指導等の取組に要する経費

II 熱中症対策コース【補助率1/2 上限額100万円】

【補助対象】60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース【補助率3/4 上限額30万円】

【補助対象】コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

※高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

<https://www.jashcon-age.or.jp> 電話03(6381)7507 FAX03(6809)4086

平日10:00~12:00、13:00~15:00(土日祝日、8/10~14休み)

ハロートレーニング(公的職業訓練)について

お知らせ

ハロートレーニングとは!

ハロートレーニングは、しごとをお探しの方を対象とした「無料(*)の職業訓練制度」で、「求職者支援訓練」と「公共職業訓練」があります。どちらの制度も、これから職業に就こうとする方のために仕事に必要な知識・技能・ビジネスマナー等を習得するためさまざまな訓練コースをご用意しています。※テキスト代は自己負担になります。

求職者支援訓練

主に雇用保険を受給できない方などを対象に民間の訓練機関で2~6ヶ月の訓練を実施します。多くの職種に共通する基礎的能力を習得する「基礎コース」と実践的能力まで一括して習得する「実践コース」があります。収入などの一定の要件を満たすと「職業訓練受講給付金(月10万円+通所手当+寄宿手当)」が支給されます。

公共職業訓練

主に雇用保険を受給している方を対象に概ね3ヶ月~2年の訓練を実施します。新潟県のテクノスクールやポリテクセンター新潟の施設内で実施する訓練(ものづくり関連、CAD・住宅デザイン、設備管理など)のほかに、求人ニーズに対応した多様なコース(事務系、IT・WEBデザイン系、介護系など)があります。一定の要件を満たすと、雇用保険の各種手当が支給されます。

職業訓練の受講に関するご相談などは住所管轄のハローワークへ

お問い合わせください。

●訓練の詳細や最新の訓練情報は労働局HPへ



お気軽にご相談下さい!!

ハロートレーニング
— 急がば学ば —



新潟労働局 訓練課 025 (288) 3509 または 最寄りの各ハローワーク

令和8年度業務改善助成金について

お知らせ

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
(機器・設備の導入やコンサルティング等)



業務改善助成金支給
(最大600万円)

- ・事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
- ・申請期間は、令和8年9月1日から地域別最賃発効日前日または、同年11月30日のいずれか早い日です。
- ・事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未済までの中小企業・小規模事業者が対象です。
- ・賃金の引き上げは申請日より後、設備投資の導入は交付決定後に行っていただきます。
- ・引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。

設備投資等により生産性を向上させた例

機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

新潟労働局 業務改善助成金コールセンター 0120 (366) 440

労働保険は電子申請で便利に！

- ☆いつでもどこでも手続可能！ 労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。
- ☆カンタン・スピーディに申請！ 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。毎年提出の年度更新の申告も、前年度の情報を取り込めるので、入力の変更と修正で済みます。入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。
- ☆ムダな時間やコストも削減！ 申請・届出様式を入手する必要がなくなり、申請内容により複数の手続をまとめてできます。書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。GビズIDやマイナンバーカードを使うと、申請の事前準備の手数料が安くなり、お得です。
- ☆新潟労働局ホームページの「電子申請e-Gov」をクリック！

 新潟労働局総務部労働保険徴収課 025 (288) 3502 または 各労働基準監督署へ

障害者の法定雇用率の引上げと支援策の強化について

- 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40人以上	37.5人以上
- 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)
除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。
※これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。
- 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。(令和6年4月以降)
一部の週所定労働時間10時間以上20時間未満の方について、雇用率上、算定ができるようになりました。
- 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。(令和6年4月以降)
雇入れやその雇用維持を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

 新潟労働局 職業対策課 025 (288) 3508

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度

- ◎「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」とは
厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度です。
- ◎認定事業主となることのメリット
 - 認定マークを使用できます！
自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます。
 - 厚生労働省・新潟労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！
厚生労働省と新潟労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります。
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます。
 - 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！
日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。
 - 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！
地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください。
- ◎「認定事業主」になるための手続きについて
本社が県内にある事業主の方は、必要書類を新潟労働局または管轄のハローワークに提出して認定申請を行ってください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、新潟労働局から認定通知書を交付します。
なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



◎障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①「体制づくり」「仕事づくり」「環境づくり」の取組関係、「雇用状況」「定着状況」「満足度」「キャリア形成」の成果関係、情報開示関係の評価基準に基づき、20点(特例子会社は35点)以上得ること(取組関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)。
- ②法定雇用率を達成していること。
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること(就労継続A型事業所の利用者は除きます)。
- ③障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと。
※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、新潟労働局、ハローワークへお問い合わせください。

 新潟労働局 職業対策課 025 (288) 3508

カスタマーハラスメント対策が強化されます

労働施策総合推進法の改正に伴い、令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが事業主の義務となります。

職場における「カスタマーハラスメント」とは

職場において行われる ①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの であり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

1 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する

2 相談体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

3 事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥ 被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ⑦ 再発防止に向けた措置を講ずる

4 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧ 特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

5 そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩ 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

☎ しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

☎ 新潟労働局 雇用環境・均等室 025 (288) 3511

高齢者の労災防止対策について

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。社会の高齢化に伴い高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

高齢者の労働災害防止のための指針

労働安全衛生法等の改正により、令和8年4月1日から、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

事業者が講ずべき措置として、厚生労働省の指針では次の5つが示されています。

- ① 安全衛生管理体制の確立等
経営トップによる方針表明及び体制整備、高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- ② 職場環境の改善
身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢者の特性を考慮した作業管理
- ③ 高齢者の健康や体力の状況の把握
健康状況・体力の状況の把握 など
- ④ 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応
個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置、高齢者の状況に応じた業務の提供 など
- ⑤ 安全衛生教育
高齢者に対する教育、管理監督者等に対する教育

暑熱作業への対応

一般に、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨しましょう。また、熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を徹底しましょう。

参考：高齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

☎ しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

☎ 新潟労働局 労働基準部 健康安全課 025 (288) 3505

Q

求職者等に対するセクハラ防止措置が事業主の義務になると聞きました。そもそもどのようなものが「求職者等に対するセクハラ」に該当しますか。

A

「求職者等に対するセクハラ」とは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

1 求職者等とは

- ①求職者（企業の求人に応募する者）
- ②求職者以外の者であって、事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者（説明会やインターンシップ参加者等）や、教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

2 求職活動等とは

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

3 求職者等に対するセクハラの例

- ・インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・インターンシップ中に労働者が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

令和8年10月1日から求職者等に対するセクハラ防止措置が事業主の義務となります。改正法や指針に沿った措置を講じるよう準備を進めることが重要です。

参考：「職場におけるハラスメントの防止のために」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

☎ 労働相談所 025 (281) 6110

☎ 新潟労働局 雇用環境・均等室 025 (288) 3511

～労使間トラブルでお困りの方へ～ 個別労働関係紛争あっせん

個別紛争あっせんとは？

労働者個人（雇用形態問わず）と事業主の間で発生した自主的な解決が難しい労働トラブルについて、労働委員会の委員が公平・中立な立場で労使双方のお話を伺い、歩み寄りを促しながら、速やかな解決をサポートする制度です。

例えばこんな時に利用できます

会社から一方的に給料を下げられた。

上司からのパワハラを人事部に相談したが何もしてもらえない。

配転命令に応じない社員がいる。



あっせんの流れ

電話等での相談

申請

- ・労働者、使用者どちらでも可能です。
- ・電子申請にも対応しています。

調査（聞き取り）

あっせん（和解案の提示）

労使双方が譲歩可能な案を提示します。

解決！



※合意いただけない場合もあります。

労働委員会の委員

- ・公益委員…弁護士、大学教授など
- ・労働者委員…労働組合役員など
- ・使用者委員…会社役員など

あっせんのメリット

- ・手続無料
- ・秘密厳守
- ・早期解決

詳しくは新潟県労働委員会ホームページをご覧ください。<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/roudou/>

☎ 労働委員会事務局総務課 025 (280) 5544

ホームページはこちら



経済指標

	現金給与総額(円)		きまって支給する給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率*(倍) ※季節調整値		完全失業率*(%) ※季節調整値	企業整備離職者*(人) ※倒産・廃業・人員整理に伴う離職者数
	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県
令和8年1月	299,768	260,988	288,933	250,376	128.3	127.8	9.5	7.9	1.18	1.37	2.7	110
2月	298,542	265,917	289,452	256,774	129.4	135.8	9.7	8.6	1.19	1.37	2.6	510
3月	318,563	275,237	292,612	252,887	133.4	134.4	10.1	8.5	1.18	1.37	2.7	616
前年同月比	+3.1%	▲1.1%	+3.3%	+1.8%	+0.5%	+0.1%	▲1.0%	▲1.1%	▲0.07ポイント	▲0.08ポイント	+0.2ポイント	+10.4%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(規模5人以上)						厚生労働省職業安定局 新潟労働局職業安定部		総務省 統計局		新潟労働局 職業安定部	